第百六十条第十四項	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金
第百七十三条第一項及び第百七十六条	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
附則第二条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
附則第五条の六	及び第五条の規定	及び第五条の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第六項の規定
	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第六項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた

（平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正）

第四条　平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成二十七年政令第百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の一条を加える。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十七年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十一とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百九号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第一条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「附則第十四条の二又は第十四条の三」を「附則第十五条」に改める。

附則第四条の三第一項及び第四条の四中「第十四条の二及び第二十三条」を「第十五条及び第十六条」に改める。

附則第四条の五中「附則第十四条の二」を「附則第十五条」に改め、「、平成十六年度とし、同令附則第十四条の三の規定により読み替えて適用される同令第五条第四項第二号ロ⑴に規定する基準となる年度は」を削る。

附則第四条の七（見出しを含む。）中「附則第十四条の二又は第十四条の三」を「附則第十五条」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表）」に改め、同条第一項中「進捗（ちょく）状況に関する評価を行う」を「進捗状況を公表する」に、「当該計画に掲げる目標の達成に向けた取組の進捗状況の把握及び分析を」を「その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により」に改め、同条第二項を削る。

第二条を次のように改める。

（全国医療費適正化計画の進捗状況の公表）

第二条　前条の規定は、法第十一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画（法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の進捗状況の公表について準用する。

第三条第三項及び第四条第三項中「第一条第二項」を「第一条」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の六を附則第五条の十とし、附則第五条の五の次に次の四条を加える。

（平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の六　平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の七